

日本セーリング連盟規程 付則JA

上告を否認する大会のプロテスト委員会

規則 70.5(a)および日本セーリング連盟（以下、連盟という）規程 5.1に基づき上告を否認する大会のプロテスト委員会（以下、当該プロテスト委員会という）は、この連盟規程付則に従って構成されなければならない。

この連盟規程付則は、レース公示または帆走指示書により変更してはならない。

JA1 任命、組織

JA1.1 当該プロテスト委員会は、レース委員会からは独立しており、レース委員会のメンバーを入れてはならず、連盟の承認に基づき、主催団体により任命されなければならない。

JA2 構成

JA2.1 当該プロテスト委員会は、チェアマン、望ましい場合にはバイス・チェアマン、および他のメンバーからなる最低合計5名のナショナル・ジャッジにより構成されていなければならない。過半数がA級ジャッジでなければならない。

JA2.2 当該プロテスト委員会には、連盟が指名する者1名以上が含まれていなければならない。ただし、病気または緊急事態により連盟が指名する者がいずれも参加できなくなり、交代者を見つけることが不可能な場合を除く。

JA2.3 当該プロテスト委員会のチェアマンは、規則JA1.1 および JA2.1 に従って構成されている1つ以上のパネルを任命することができる。プロテスト委員会の総員がこれらの規定に従って構成されていなくても、これを行うことができる。

JA2.4 病気または緊急事態により、当該プロテスト委員会の総員またはパネルが5名未満となり、資格のある交代者を見つけることが不可能な場合、最低3名でも、そのうちの最低2名がA級ジャッジであれば、適正に構成されていることとする。この規定が適用された場合、当該プロテスト委員会のチェアマンは連盟に報告しなければならない。

JA2.5 当該プロテスト委員会の中のメンバーが、**抗議**または救済要求についての討論と判決に参加しない方が望ましいと考えられ、資格のある交代者を見つけることが不可能な場合、プロテスト委員会またはパネルは、最低3名が残っており、そのうちの最低2名がA級ジャッジであれば、適正に構成されていることとする。

JA3 手続き

JA3.1 当該プロテスト委員会を構成する場合には、大会名、日程、開催場所、上告を否認する理由およびプロテスト委員会の名簿を記載した申請書を連盟に送付し、レース公示までに連盟の承認を受けなければならない。

JA3.2 規則JA3.1に基づく承認の通知およびこの連盟規程付則を、帆走指示書に含めるか、または公式掲示板に掲示しなければならない。

JA4 上告できる場合

- JA4.1 この連盟規程付則に従わずに構成されたプロテスト委員会またはパネルによる判決は、上告することができる。